

～鳥取県民の豊かなデジタル社会実現を目指して～

あなたが偏見や差別、誹謗中傷等の加害者や被害者にならないために



SNS等は、誰もが気軽に自分の意見や思いを投稿できますが、その投稿内容によっては人を簡単に傷つけてしまいます。個人の悪口を書き込んだり、広めたり、メッセージを送りつけたりするなど、インターネット上の誹謗中傷が深刻な社会問題となっています。

たとえ顔は見えなくても、SNSの向こう側にも、あなたと同じ人間がいることを想像し、ルールやモラルを意識した、正しい利用を心がけましょう。

万一、誹謗中傷を受けた際は、冷静な対処のほか、相談窓口の活用をお勧めします。

他人への誹謗中傷や差別的な心ない投稿・拡散はやめましょう。

- (1)人を傷つける中傷や侮辱、ヘイトスピーチなどの差別的な言動、プライバシー情報の無断掲示など、人権侵害となる投稿は絶対に止めましょう。
- (2)他人が投稿された内容を正しく見極め、慎重に投稿(再投稿)しましょう。
- (3)自分が同じことを言われたらどう感じるか考えましょう。(ムカッ!となっても一旦立ち止る)

誹謗中傷は、民事上や刑事上の責任を問われる可能性があります。

たとえ匿名の投稿であっても、技術的に投稿の発信者を特定することができるため、SNSで誹謗中傷の投稿や拡散をした場合には、民事上や刑事上の責任を問われる可能性があります。

※誹謗中傷を投稿する人の中には、「テレビやネットでの言動が気に入らない」「反道徳的な行為を許せない」「正義感からやった」などと主張する人もいますが、有名人やタレントであっても相手の人格を否定または攻撃する投稿や拡散が許されるわけではありません。

もし、あなたが誹謗中傷や差別的発言を受けたら・・・。

SNS上での言い争ってしまうと、さらに悪化する可能性があります。まずは冷静に次のような対処を検討しましょう。

- (1)ミュートやブロック機能などで、深く傷つく前に相手との距離を置く(見えなくする)
- (2)SNS事業者に誹謗中傷の投稿削除を依頼する(※画面(スクリーンショット)の保存も有効)

炎上すると、世の中のすべての人が、あなたを攻撃しているように思えるかもしれませんが、炎上投稿に直接参加する人は、ごく限られた一部の悪意を持つ人だけ。大多数の意見ではないことを理解しましょう。

- (3)心が傷ついた時は、一人で悩まず信頼できる人・窓口にご相談しましょう。

○鳥取県人権相談窓口

県庁人権局 0857-26-7677



○誹謗中傷ホットライン

一般社団法人セーフアーインターネット協会



○鳥取県警察本部(誹謗中傷・名誉棄損窓口)

警察総合相談電話:0857-27-9110



誰一人取り残さない人に優しいデジタル社会実現に向けた県民支援に関するパートナーシップ協定

